欧州委員会、国家補助金 ブロックエグゼンプション規則簡素化を検討

ブリュッセル・センター

EU では、国家補助金に関する現行規則が失効するのに伴い、関連規則の見直しを進めている。加盟国が企業や業界などに補助金を付与する際、課されている欧州委員会への通知義務を一定の条件の下に免除するのがプロックエグゼンプション規則だが、その条件を緩和することで、より多くの補助金で通知義務を免除する。新たな総合ブロックエグゼンプション規則(General Block Exemption Regulation)の採用は、リスポン戦略の目標達成を念頭に置いた、国家補助金制度・規則改革の一環である。欧州委員会は、既存の規則を統合し簡素化を図る目的で、総合ブロックエグゼンプション規則の 2008 年夏前の採択を目指し、諮問などの手続きを進めている。

目次

1.プロックエグゼンプション規則簡素化の背景と目的	. 2
(1)EU における国家補助措置とブロックエグゼンプション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)国家補助に関する制度改革の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 . 新規則草案の概要	. 3
(1)既存のブロックエグゼンプション規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2)新規則草案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(a) 既存規則の統合と簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(b) 新たな対象分野 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
(c) ブロックエグゼンプション適用となる補助金の上限額 ·····	7
3 . 現状と今後の見通し	.7



1. ブロックエグゼンプション規則簡素化の背景と目的

(1) EU における国家補助措置とプロックエグゼンプション

企業などに国家補助金を交付する政策手段'は、地域経済や産業競争力強化のために重要な役割を果たす。しかし、例えば補助を受ける企業とそうでない企業の間の差別を生むなど、競争阻害につながり、EU 域内市場の運営にとって脅威となる可能性がある。このためEUでは、各加盟国による国家補助金の交付に関する政策は、競争法に関連する EU 競争政策の主要な柱の1つとなっている。EU の国家補助金政策の出発点は、EC 条約(欧州共同体設立条約)の第 87~88 条で、国家補助金を監視するシステムの基本ルールが示されている。国家補助金の交付は、原則的に単一市場の原則に反するものであるとし²、例外的な環境で交付が正当化され得る国家補助については認可するというものである。また加盟国は、いかなる国家補助金交付の計画についても、その計画を実行に移す前に欧州委員会に通知しなければならないとされており(事前通知義務)、これらの措置が免除のケースに当てはまるかどうかを決定する権限は欧州委員会に与えられている。

こういった原則に対し、欧州委員会の効率的な国家補助措置監督や事務手続きの簡素化の面からも、単一市場の原則に違反しないとみなされる特定カテゴリーの国家補助については、一定の基準を設定した規則によって、事前通知義務を免除することが認められている。特定のカテゴリーについて一括適用免除となることから、「ブロックエグゼンプション」と呼ばれ、各カテゴリーの事前通知義務免除について定めた規則は「ブロックエグゼンプション規則」と呼ばれている。各加盟国は、これに定められた特定の条件を満たす国家補助金の交付については、欧州委員会への事前通知手続きを経ずに行うことができる。これは加盟国だけでなく、補助金受給者にも、欧州委員会にとっても事務手続きの軽減、時間の短縮につながる。また規則制定により、法的な確実性や透明性も確保される。

(2) 国家補助に関する制度改革の流れ

国家補助金の果たす役割の重要性については、EU の経済成長と雇用促進、域内の経済・

ユーロトレンド 2008.4

国家補助措置:加盟国または加盟国によって任命された官民の仲介機関によって交付される、国家財源からの補助金で、助成金、低利ローン、貸出保証、資本注入などさまざまな形態の助成を含む。

第87条1項:加盟国間の貿易に影響を及ぼし、特定の企業や製品生産に恩恵をもたらすことで競争阻害となる、もしくはその恐れがある場合、国家財源からの補助交付はいかなる形態であれ、単一市場の原則に反するものであるとされている。

社会格差の縮小などを目指し 2002 年に採択されたリスボン戦略の中でも再認識されている。 2005 年 6 月欧州委員会は、国家補助金制度・規制の包括的な改革案「国家補助に関するアクションプラン³」を発表した。国家補助に関するルールを、リスボン戦略の目標達成に貢献するものとなるようにする改革案で、国家補助金を引き続き削減する一方で、継続される補助については、EU 産業の競争力強化、持続可能な雇用創出、社会や地域の結束、公共サービス改善などの分野に焦点を当てたものとする。この実現のため、2005~2009 年にかけて既存の制度や法規制の見直しを行うことが提案されており、アクションプランの採択後、地域補助に関するガイドライン⁴、研究・開発・イノベーション(R&D&I)への国家補助の枠組み⁵など、さまざまな法的文書が発表されている。

現在採択に向けて協議が進められている、総合ブロックエグゼンプション規則草案も、「国家補助金に関するアクションプラン」実施の一環である。アクションプランで示された、国家補助金に関する制度・規則改革の主要目的の1つは、一貫性があり簡潔でユーザーフレンドリーな法規制の制定である。加盟国の欧州委員会への事前通知義務を免除するブロックエグゼンプション規則を整備することで、既存制度・規則の簡素化の最適な実現が図られる。

2.新規則草案の概要

新たな総合ブロックエグゼンプション規則の草案は、国家補助金コントロールの根本的な構造を改革するものではない。規則で定められた一定の条件を満たさない限り、加盟国にはすべての国家補助金について欧州委員会への事前通知義務があるという基本ルールはそのままである。ただし新規則により、既存規則下で通知義務があるものに分類されるが個別審査でどのみち正当とみなされるであろう補助金交付のケースについて、官僚的な手続き負担が大幅に軽減される。これは、欧州委員会の目指す、よりよい規制と簡素化(better regulation and simplification)の方針にも沿うものである。また新規則草案は、加盟国

-

State aid action plan - Less and better targeted state aid : a roadmap for state aid reform 2005-2009 (Consultation document) {SEC(2005) 795} COM(2005)107 final, Commission of the European Communities, (Brussels 7.6.2005)

⁴ <u>Guidelines on national regional aid for 2007-2013 (OJ C 54, 4.3.2006, p.</u> 13 44)

⁵ Community framework for state aid for research and development and innovation (OJ C 323, 30.12.2006)



にとって共通の目標となる、環境保護や R&D の促進といったリスボン戦略の目標達成に貢献する補助金交付を促進するものである。

(1) 既存のプロックエグゼンプション規則

既存のブロックエグゼンプション規則は、「中小企業支援」、「中小企業優遇 R&D 補助」、「雇用促進」、「訓練助成」、「地域補助」の 5 つの分野の補助金を対象としている。各分野のブロックエグゼンプション規則は1のようになっている。。

表1:既存のブロックエグゼンプション規則

表・・Mitのプロファエアピンファコアがお	
カテゴリーなど	規則名など
訓練助成	Commission Regulation (EC) No 68/2001 of 12 January 2001 on the application of Articles
(欧州委員会規則 No 68/2001)	87 and 88 of the EC Treaty to training aid (OJ L 10, 13.1.2001, p. 20–29)
中小企業支援	Commission Regulation (EC) No 70/2001 of 12 January 2001 on the application of Articles
(欧州委員会規則 No 70/2001)	87 and 88 of the EC Treaty to State aid to small and medium-sized enterprises (OJ L 10,
	<u>13.1.2001, p. 33–42)</u>
雇用促進補助	Commission Regulation (EC) No 2204/2002 of 12 December 2002 on the application of
(欧州委員会規則 No 2204/2002)	Articles 87 and 88 of the EC Treaty to State aid for employment (OJ L 337, 13.12.2002)
中小企業優遇 R&D 補助	Commission Regulation (EC) No 364/2004 of 25 February 2004 amending Regulation (EC)
(欧州委員会規則 No 364/2004、	No 70/2001 as regards the extension of its scope to include aid for research and
No 70/2001 の改正規則)	<u>development (OJ L 63, 28.2.2004, p. 22–29)</u>
	Commission Regulation (EC) No 1628/2006 of 24 October 2006 on the application of
(欧州委員会規則 No 1628/2006)	Articles 87 and 88 of the Treaty to national regional investment aid (Text with EEA
	relevance) (OJ L 302, 1.11.2006, p. 29-40)
	Televalice) (OJ L 302, 1.11.2000, p. 29-40)

出所: 欧州委員会発表資料を基にまとめ

また、訓練助成(欧州委員会規則 No 68/2001)、中小企業支援(同 No 70/2001)、雇用促進補助(同 No 2204/2002)のブロックエグゼンプション規則は、06年末が失効期日となっており、これらを 2008年6月30日に延長する規則が06年12月に発効した7。

(2) 新規則草案の概要

総合ブロックエグゼンプション規則草案では、2001 年以降採択されてきた既存の 5 つのブロックエグゼンプション規則(表 1 参照)が単一規則に統合・簡素化され整合性のある適用条件が導入されている。そのほかの大きな変更点は、これまでブロックエグゼンプションの対象となっていなかった、「環境保護のための補助」、「リスクキャピタルによる補助」

ユーロトレンド 2008.4

⁶ 特定カテゴリーの国家補助措置に対し、ブロックエグゼンプションを認める授権規則は、理事会規則 No 994/98: <u>Council Regulation (EC) No 994/98 of 7 May 1998 on the application of Articles 92 and 93 of the Treaty establishing the European Community to certain categories of horizontal State aid (OJ L 142, 14.5.1998, p. 14)</u>

Commission Regulation (EC) No 1976/2006 of 20 December 2006 amending Regulations (EC) No 2204/2002, (EC) No 70/2001 and (EC) No 68/2001 as regards the extension of the periods of application (OJ L 368, 23.12.2006, p. 85 86)



「大企業優遇 R&D 補助」の 3 分野が新たな対象カテゴリーとなったことである。新規則草 案⁸の概要について、主要なポイントを挙げて以下に見ていく。

(a) 既存規則の統合と簡素化

既存規則の統合と簡素化は、新規則導入で達成される大きな目標の 1 つであり、新規則草案全体の構成にもその意図が表れている。草案の構成は 3 章構成で、同規則でカバーされるすべての補助金に共通する横断的事項について、第 1 章でまとめて扱われる。第 1 章は、よりよい規制(Better Regulation)促進の方針に沿って、各補助金カテゴリーに共通して当てはまる手続きや横断的事項などを可能な限りハーモナイズさせる目的で、共通定義や、補助金の透明性やモニタリングに関する共通要件などに関する条項を含む。

第 2 章では、それぞれのカテゴリーの補助金に関する条件等が示されている。既存のカ テゴリーでは、以下のような例を含む条件の簡素化や定義の明確化などが行われた。

- 既存規則「中小企業支援」: 第 2 節「中小企業の投資と雇用補助」と第 4 節「中小企業 のコンサルタント利用および見本市などへの参加への補助」となり、それぞれ簡素化さ れた条件が示されている。
- 既存規則「雇用促進補助」:他のカテゴリーとの間で見られる重複が整理され、第8節で、「条件不利労働者。および障害のある労働者雇用への補助」として扱われている。既存規則にあった「第4条:雇用創出」に当たる部分は、地域補助や中小企業支援などのカテゴリーと重複する部分が大きいため、新規則草案では削除され、条件不利労働者および障害のある労働者に対する補助措置のみをカバーするものとなった。

(b) 新たな対象分野

環境保護のための補助(第2章第3節)

対象となるのは、EU 全体の環境保護水準向上につながる投資への補助、環境保護のための新たな EU 基準を中小企業が早期適用する際の補助、省エネ対策、効率の高いコジェネレ

_

⁸ Invitation to submit comments on the draft general block exemption of the Commission in the State aid area (OJ C 210, 8.9.2007, p. 14–40)

⁹ Disadvantaged worker: 新総合ブロックエグゼンプション規則草案内の定義では、6カ月間以上定職についていなかった者、一定以上の教育もしくは職業訓練レベルを達成していない者、50歳超、扶養家族のある単身者、男女比率の不均衡が一国平均より25%以上顕著な職業/セクターで働く女性、一加盟国内のエスニック・マイノリティ、安定した雇用へのアクセスを得るために言語訓練や職業訓練などが必要となる者となっている。



ーション (熱電併給)、再生可能エネルギー開発のための投資への補助、環境税減免の形での補助である。条件等の内容は、主に既存の環境保護のための国家補助に関するガイドライン¹⁰に基づくものとなっている。環境保護のための EU 新基準採用義務を中小企業が早期履行する際の補助に関しては、新規則では義務履行期日の1年前までに行われることが条件となり、新基準採用後3年間というガイドラインの規定との大きな相違点となった。

リスクキャピタルによる補助(第5節)

中小企業支援のためのリスクキャピタル(自己資本、株主資本など、企業が使用する資本のうちで、ビジネス・リスクを負担するもの)による補助スキームを対象とする。適用条件は、06年に採択されたリスクキャピタル投資促進国家補助金に関するガイドライン¹¹に基づくものであるが、中でも競争阻害要因となるリスクが最も低いリスクキャピタル補助がこのカテゴリー内で対象となっている。補助の形態は、商業ベースで運営されている利益追求型の投資ファンドへの参加の形態をとるもののみで、1年間で100万ユーロを超えないもの。さらに、当初投入資本(シード・キャピタル)、起業資本、拡張資本を提供するものに限られる¹²。これらの条項により、同一の受給者が、通知義務免除となる複数のリスクキャピタル補助を受けることも可能となる。例えば、起業準備中の1年間に100万ユーロまでのシード・キャピタルの補助を受け、その後の1年間に100万ユーロまでのシード・キャピタルの補助を受け、その後の1年間に100万ユーロまでのシード・キャピタルの補助を受け、その後の1年間に100万ユーロまでのお場合などが想定できる。

大企業優遇 R&D 補助 (第6節)

これまで中小企業のみを対象としていた R&D 補助の適用範囲が大企業にも拡大し、第 6 節で、R&D 補助として扱われている。対象となるのは、研究開発プロジェクト(基礎研究、産業研究、試験開発)、技術面のフィージビリティ・スタディ、中小企業の工業所有権や特許取得の際の費用、農業セクターの R&D への補助である。適用条件については、2007 年 1 月 1 日付けで発効となった、研究・開発・イノベーションへの国家補助の枠組みに基づくものとなっている。

_

¹⁰ Information from the Commission - Community guidelines on State aid for environmental protection (OJC 37, 3.2.2001, p. 3 15)。欧州委員会では、新規則草案と一致する形で同ガイドラインを改定する意向で、新ガイドラインの第 2 草案が 2007 年 10 月に発表となっており、現在諮問が行われている(締切 11 月 5 日)。

¹¹ Community guidelines on state aid to promote risk capital investments in small and medium-sized enterprises (OJ C 194, 18.8.2006, p. 2–21)

¹² 地域補助の対象外地域の中規模企業へのリスクキャピタル補助では、拡張資本(Expansion capital) は対象外となる。



(c) ブロックエグゼンプション適用となる補助金の上限額

ブロックエグゼンプション規則では、貿易や競争を阻害するリスクが大きいより大規模なケースに注意を払うため、通知義務免除の上限額を定めている。これにより、上限額を超える補助金措置については、ブロックエグゼンプション対象分野であっても欧州委員会への通知義務が生じる。新規則草案では、この上限額の適用について大幅に簡素化され、各分野の共通事項を示す第 1 章中の第 6 条に各分野の上限額として以下のようにまとめられた。補助金による影響が EU にとってプラスになると仮定でき、申請数も多い比較的小規模なケースについて、事務的な手続き等の負担を軽減することができる。

- 中小企業の投資と雇用補助:750万ユーロ/1企業1投資プロジェクト
- 環境保護のための補助:500 万ユーロ/1 企業 1 投資プロジェクト
- 中小企業のコンサルタント利用および見本市等参加への補助:200 万ユーロ/1 企業 1 プロジェクト
- R&D とフィージビリティ・スタディ
- 基礎研究: 200 万ユーロ/1 企業 1 プロジェクト
- 産業研究:100 万ユーロ/1 企業 1 プロジェクト
- その他の研究: 750 万ユーロ/1 企業 1 プロジェクト
- 中小企業の工業所有権取得費用補助:500万ユーロ/1企業1プロジェクト
- 訓練助成:200 万ユーロ/1 プロジェクト
- 条件不利労働者雇用補助:年間500万ユーロ/1企業
- 障害を持つ労働者雇用補助:年間1,000万ユーロ/1企業
- 地域補助:大規模プロジェクト(適格費用5,000万ユーロ超の資本投資プロジェクト) の補助総額が、地域補助ガイドライン/マップ¹³で定められた大企業に適用となる標準補助上限を適用して、適格費用1億ユーロの投資に対し交付され得る補助金の最大額の75%を超えない

3.現状と今後の見通し

総合ブロックエグゼンプション規則の最終版採択に向けて、草案の発表やこれを受けた 諮問などの検討プロセスが繰り返されている。第一段階として、規則草案の初版が各加盟 国に送られたのは 07 年 4 月下旬、7 月初めには各加盟国の専門家で構成される最初の諮問 委員会が行われている(第 1 回の諮問開始 07 年 4 月、締め切りは 6 月 3 日)。ここで集め られた各加盟国やステークホルダーの意見を基に、欧州委員会はこの草案の修正・採択に

^{13 &}lt;u>Guidelines on national regional aid for 2007-2013 (OJ C 54, 4.3.2006, p. 13-44)</u>と、地域補助の対象認定地域およびその地域の補助上限額を示したマップ

ついて決定、9月8日付EU官報に修正版草案が発表された。これに伴いさらなる諮問が開始され、第2回の諮問が10月8日に締め切られた。

さらに、08 年 2 月 28 日付 EU 官報では 3 回目となる修正版草案が発表された。1 カ月の意見集約期間を経た後、4 月の諮問委員会で討議される予定となっている。

各段階の諮問で、加盟国や業界団体などが意見を表明したが、EU の中小企業や個人業者などを代表する欧州中小企業協会(UEAPME)¹⁴もその1つで、複数規則の統合と簡素化を評価しつつも、改善すべき点について指摘している。初版草案に対する意見の一部はすでに修正版草案に反映されているが、中小企業や個人業者にとって重要性の高い、事業譲渡やイノベーション支援サービス(ハイテク企業の起業やイノベーション促進のためのコンサルティングなど)に関する補助措置については依然考慮されていない点に不満を示している。さらなる諮問で得られたこれらの意見が協議され、最終版の規則草案の採択に至る。

既存のブロックエグゼンプション規則が 08 年 6 月 30 日で失効することから、新規則は、 08 年 7 月 1 日発効が前提となっており、最終版の採択および発表は 08 年夏前を予定している。この新規則の発効後、既存のブロックエグゼンプション規則は廃止となる。ただし草案では移行期間が設けられており、08 年末まで加盟国は、既存の規則か新規則かどちらを適用するかの選択が可能となっている。

-

^{14 &}lt;u>http://www.ueapme.com</u>